

桜川市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 8 月
桜川市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画期間
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教職員の業務量は増加の一途をたどっています。国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」第8条の一部改正、及び文部科学省からの「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、教育職員が健康で生き生きと教育活動に従事できる環境を整えることは全国的に急務となっています。

小中学校及び義務教育学校において教育の質を向上していくためには、教育現場にゆとりがあり、教職員が子どもたちとしっかり向き合える環境を整えることが不可欠です。そこで本市では、子どもたちにとって質の高い教育環境を維持するため、教職員の在校等時間を適正に管理し、教職員の心身の健康を保持増進することを目的に、本計画を策定します。

(2) 本市の現状

桜川市では、令和2年9月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「桜川市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、桜川市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりとなりました。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校 (義務教育学校前期課程を含む)	32.14 時間	26.91%	0.59%
中学校 (義務教育学校後期課程を含む)	40.33 時間	41.19%	0.63%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が、特に中学校で約41%と多くなっています。理由としては、小・中学校ともに生徒指導対応や各種行事への対応に伴うもののほか、中学校においては部活動指導による休日勤務なども一因となっております。また、令和7年4月に新設校の開校に伴い、開校直後様々な課題点が出てきたことへの対応により時間外在校等時間が多くなっている傾向も見られました。その他、特に副校長・教頭や教務主任の時間外在校等時間が多い傾向があることから、調査報告や事務作業の負担感が大きくなっている点も見られます。こうした課題感の解決を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定します。

2. 目標

本計画では、国の指針を踏まえ、以下の数値目標を設定します。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月あたりの時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にします。
- ・1年間における1か月あたりの時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 14.0 日以上 にします。【令和7年度 11.5 日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10.0% 未満 にします。【令和7年度 10.0%】

3. 計画期間

本計画の計画期間は、国の指針に基づき、「令和8年度から令和11年度までの4年間」とします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の目標を達成するため、計画期間中の重点事項として、以下の内容について取り組んでいきます。

(1) 国が掲げる「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

国が掲げる指針のうち、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本市においては以下の項目について優先的・重点的に取り組んでいきます。

① 学校以外が担うべき業務

■学校徴収金等の徴収・管理（公会計化等）

桜川市では令和7年10月より子育て世帯の支援の一環として、小学校及び義務教育学校前期課程の学校給食費の無償化を実施しており、令和8年4月以降も継続して実施しております。また、中学校及び義務教育学校後期課程の生徒についても、令和9年3月までの間、学校給食費を無償としております。学校においても徴収金の取り扱いが減ることから事務の負担軽減に寄与しております。

今後については、現在学校を通して支給している就学援助費や災害共済給付金等の市から保護者への直接支給などを検討し、学校徴収金や公金の管理事務の削減について推進していきます。

■保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

学校では対応が困難な事案に対して、教育委員会等が窓口となって調整を行う体制の構築や、市の顧問弁護士等の専門家の活用についても検討していきます。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

■調査・統計等への回答

市教委から学校に依頼を行う国・県等からの各種調査や報告物について、校務支援システムやファイルサーバーを活用することで回答・報告に係る事務負担の軽減に努めます。

■部活動

桜川市においては、令和 8 年度より学校部活動については原則平日のみ実施しており、休日においてはスポーツ、文化活動は地域で展開しております。今後は、平日の部活動についても部活動指導員の配置を推進するとともに、校内の教育活動の在り方について検討を重ね、教職員の負担軽減に努めます。

③ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

■授業準備

教材の印刷などの補助的業務について、教員業務支援員やスクール・サポート・スタッフなどを配置し、教職員の負担軽減に努めます。

■支援が必要な児童生徒・家庭への対応

校内フリースクールを設置し、支援員を配置するほか、スクールカウンセラーを拠点校に配置し、支援が必要な児童生徒への対応を実施するとともに、市教委にスクールソーシャルワーカーを配置することで、学校と家庭、関係機関との連携を図り、支援体制を構築することで、教職員の負担軽減に努めます。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4 以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能について、令和 8 年度中に全校に設置できるよう推進していきます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1 か月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員について、医師による面接指導を実施について検討していきます。
- ・50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。

5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保するため、関連する取り組みや、今後のフォローアップに関する事項について、以下のとおり整理します。

- ・取組の着実な実行を図るため、教職員の在校等時間の状況を把握するとともに、定例の教育委員会等で報告します。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる専門人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組んでいきます。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各学校から県への報告内容について共有して把握するとともに、その他の目標については、教職員向けストレスチェックの結果等からの把握に努めます。
- ・市教委において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施していきます。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにコンプライアンスやマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教委からの支援を強化します。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施していきます。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各地区等に対して本計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでいきます。